

職員給与規程

(総則)

第1条 公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会（以下「本会」という）の職員に対する給与の支給については、この規程の定めるところによる。

第1条の2 この規程は使用人兼務役員の使用人部分に係る給与に適用する。

(給与の種類)

第2条 この規程にいう給与とは、基本給、役職手当、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、及び特別手当とする。

(給与規程違反の取り扱い)

第2条の2 この規程に反して支払われた給与は、その超過した部分は、職員がこれを本会に返納し、その不足した部分は、本会がこれを職員に支払う。

(時効)

第2条の3 この規程による給与の請求権は、2年間これを行わないときは時効によって消滅する。

(給与の締切日及び支給日)

第3条 職員の給与（特別手当を除く。）の支給定日は、毎月25日（その日が休日にあたるときは、その日前において、その日に最も近い休日でない日）とする。

2 職員の給与は、前項の支給定日において、前月1日から起算し、前月末日を締切日として計算した前月分の基本給、役職手当、通勤手当、並びに前月1日から起算し、前月末日に締切って計算した前月分の時間外勤務手当、休日勤務手当を支給する。

3 第1項及び第2項の規定に係らず、次の各号の一に該当するときは、職員の請求により、給与の支給定日前であっても既往の勤務に対する給与を支給する。

(1) 職員の死亡、退職及び解雇の時

(2) 職員又はその収入によって生計を維持している者が結婚し、出産し、疾病にかかり災害を受け、又は職員の収入によって生計を維持している者が、死亡したため費用を必要とするとき

(3) 職員又はその収入によって生計を維持している者が、やむを得ない理由によって1週間以上にわたって帰郷するとき

(給与の計算方法)

第4条 遅刻・早退・欠勤等により、所定の勤務時間の全部又は一部を休業した場合においては、その休業時間に対する基本給は支給しない。

2 前項の場合において休業した時間の計算は、当該給与締切期間の末日において合計し、30分未満は切捨てるものとする。

3 給与締切期間の途中において採用され、又は退職（解雇を含む。）した者の当該締切期間の給与は勤務した日数の日割り計算により支給する。

4 但し、就業規則の第31条第2号の規定により、退職した者又は死亡した者に対する当月分の給与については、その全額を支給する。

(給与の支給方法)

第5条 職員の給与は、法令に基づき、その職員の給与から控除すべきものの金額を控除し、その残額を現金又は

銀行振込により支給する。

(基本給)

第6条 基本給は、月額とし、本人の学歴、能力、経験、技能を勘案して会長がこれを定め、支給する。

(役職手当)

第7条 役職手当は、会長が別に定める。

(扶養手当)

第8条 扶養手当の支給は行わない。

(通勤手当)

第9条 職員で交通機関を利用する者に対し、通勤手当として定期乗車券等購入費の実費を支給する。
但し、勤務日数が少ない職員に対しては回数券相当額をもって支給額とすることができる。

(時間外勤務手当、休日勤務手当)

第10条 法定労働時間を超えて勤務した場合又は法定休日に勤務した場合は、時間外勤務手当又は休日勤務手当を、それぞれ次の計算により支給する。

$$\text{時間外勤務手当} = \frac{(\text{基本給} + \text{役職手当}) \times 12 \times 1.25 \times \text{時間外勤務時間数}}{\text{就業規則による年間勤務時間数}}$$

$$\text{休日勤務手当} = \frac{(\text{基本給} + \text{役職手当}) \times 12 \times 1.35 \times \text{休日勤務時間数}}{\text{就業規則による年間勤務時間数}}$$

2 前項に定めるもののほか、所定労働時間を超えて法定労働時間まで勤務した場合、又は法定休日以外の休日に勤務した場合は、前項の算出係数を1.0として計算し、各手当を支給する。

3 第1項の計算において、時間外勤務が深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間。以下同じ。)に及んだ場合は算出係数を1.5とし、法定休日の勤務が深夜に及んだ場合は算出係数を1.6とする。

(住居手当)

第11条 住居手当は支給しない。

(昇給)

第12条 昇給は、基本給について行うものとする。

2 昇給の時期は毎年3月21日とする。昇給はこれを行わないことができる。

(特別手当)

第13条 特別手当を、6月1日及び12月1日(以下これらの日を「基準日」という。)に在職する職員に対して支給することができる。

2 特別手当の支給額はその都度会長が勤務成績等を勘案して定める。

(端数の処理)

第14条 この規程の定めるところによる給与計算において、生じた1円未満の端数処理については、国等の債権債務等の端数計算に関する法律（昭和25年法律第61号）の定めるところに準じて行うものとする。

(実施細則)

第15条 この規程に定めるほか、必要な事項は会長が別に定めるものとする。

(附 則)

第1条 この規程は平成3年5月10日から施行し、平成3年3月21日から適用する。

第2条 この規程の改正部分は平成5年5月11日から施行し、平成5年3月21日から適用する。

第3条 第10条改正部分は平成6年5月10日から施行し、平成6年4月1日から適用する。

第4条 この規程の改正部分は平成12年5月11日から施行し、平成12年4月1日から適用する。

第5条 この規程の改正部分は平成23年4月1日から施行する。

第6条 この規程は、平成27年3月7日に改正し、平成26年11月30日から施行する。

第7条 この規程は、平成30年10月6日に改正し、平成30年10月9日から施行する。

第8条 この規程は、2021年12月21日から施行する。

第9条 この規程は、2022年5月21日から施行する。